

品川区商店街サポーター事業助成金交付要綱

制定 令和 2 年 6 月 1 日 区長決定 要綱第 148 号
改正 令和 3 年 6 月 21 日 区長決定 要綱第 196 号
改正 令和 4 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 167 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街が抱える課題やニーズを把握し、商店街の運営や活動をサポートすることで、区民の生活とにぎわいの中心である商店街の維持および活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) エリアサポーター事業 品川区商店街連合会（以下「区商連」という。）から派遣され、商店街が抱える課題やニーズを解決・実現するため、区商連および品川区と連携しながらアドバイスや調整、助成金申請などのサポートを行う事業をいう。

(2) アドバイザー派遣事業 中小企業診断士、税理士、弁護士等の専門家、商店街関係者等の商店街活動に関して専門的知識および経験を有する者に対し指導、助言等を依頼する事業をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この要綱に基づく品川区商店街サポーター事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、区商連とする。

(助成対象事業および経費)

第 4 条 区長は、助成対象者が実施する別表の第 1 欄に掲げる事業で別に定める要件を満たす事業の実施に要する経費のうち、同表の第 2 欄に掲げるものを対象として、助成金を交付する。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表の第 3 欄に定める限度額と、助成対象経費に同表の第 4 欄に定める助成率を乗じた額（1 千円未満の端数は切り捨て）を比較し、いずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第 1 号様式）により区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 7 条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成事業の内容変更等)

第 8 条 助成事業者は、助成事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第 3 号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第 4 号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(非常災害の場合の処置)

第10条 区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（第8条第2項の規定による助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した経費の額または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(助成金の請求)

第13条 助成事業者は、前条第1項の通知を受けたときは、速やかに請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第15条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第16条 区長は、第14条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第17条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金

額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第19条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則(昭和39年4月1日規則第4号)の規定を適用する。

(委任)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別 表（第 4 条、第 5 条関係）

助成対象事業	助成対象経費	限度額等	助成率
1. エリアサポーター事業	エリアサポーター派遣に要した人件費	1 商店街（エリア）あたり 月額 50 千円	10/10
2. アドバイザー派遣事業	決算書、規約、役員名簿等整備（アドバイス）に要した人件費	1 商店街あたり 20 千円	10/10
	決算書、規約、役員名簿等整備（作業）に要した人件費	1 商店街あたり 30 千円	
	中小企業診断士、弁護士等の 中長期支援に要した人件費	1 商店街あたり 100 千円	
	中小企業診断士等の短期派遣 に要した人件費	1 商店街あたり 20 千円	

年 月 日

品川区長 へ

申請者 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

助成金交付申請書

下記のとおり、助成金の交付を申請します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街サポーター事業助成金

2. 事業名

3. 事業内容 (1) 計画書 別紙1
(2) 予算書 別紙2

4. 担当者 (1) 氏名 _____
(2) 連絡先
電話番号 _____
FAX 番号 _____
メールアドレス _____

計 画 書

商店街振興事業名	品川区商店街サポーター事業助成金
----------	------------------

1. 事業名

2. 派遣期間

年 月 から 年 月 まで

3. 派遣予定者および派遣商店街 (エリア)

	所 属	氏 名	派遣商店街 (エリア)
①			
②			
③			
④			
⑤			

4. 商店街の現状、課題

5. サポーターの活動内容

6. 特記事項

別紙2（第6条関係）

予 算 書

（単位：円）

No.	経費名称	数量	単 価	金 額			備 考
					対象経費	対象外経費	
				合 計			
					総事業費計A	対象経費計B	

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

助成対象経費計B	助成率C (助成限度額)	助成金交付申請額D (=B×C)	商店街負担額E (=A-D)
	10/10		

※「助成金交付申請額D」について

- ・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
- ・算出した額が助成限度額を超過した場合、助成限度額が助成金交付申請額となります。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Eの内訳				

第2号様式（第7条関係）

品 地 商 収 第 号
年 月 日

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街サポーター事業助成金
2. 事業名
3. 交付決定額
4. その他

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

変更等承認申請書

年 月 日付品地商収第 号で助成金の交付決定通知があった助成事業の内容を変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街サポーター事業助成金

2. 事業名

3. 変更(*中止)内容

4. 変更(*中止)理由

第4号様式（第8条関係）

品 地 商 収 第 号
年 月 日

様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（*中止）について、下記のとおり承認します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街サポーター事業助成金
2. 事業名
3. 承認内容
4. 付帯条件

年 月 日

品川区長 へ

申請者 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

実績報告書

年 月 日付品地商収第 号で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街サポーター事業助成金

2. 事業名

3. 実施事業の報告 (1) 実施報告書 別紙1

(2) 決算書 別紙2

4. 担当者 (1) 氏名 _____

(2) 連絡先
電話番号 _____

FAX 番号 _____

メールアドレス _____

別紙1（第11条関係）

実 施 報 告 書

商店街振興事業名 品川区商店街サポーター事業助成金

1. 事業名
2. 派遣期間 年 月 から 年 月 まで
3. 活動内容および活動成果
4. 今後の課題
5. 特記事項

決 算 書

(単位:円)

No.	経費名称	数量	単 価	金 額	対 象 外 経 費		備 考
					対象経費	対象外経費	
合 計							

総事業費計A 対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

助成対象経費B	助成率C (助成金交付決定金額)	助成金確定額D (=B×C) ※千円未満端数切捨て	商店街負担額E (=A-D)
	10/10		

※「助成金確定額D」について

- ・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
- ・算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Eの内訳				

第6号様式（第12条関係）

品 地 商 収 第 号
年 月 日

様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付品地商収第 号で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街サポーター事業助成金
2. 事業名
3. 助成金確定額 (1) 交付決定額
(2) 確定額
4. 入金予定日
5. その他

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者 _____ (印)
役職名・氏名 _____

住 所 _____

請 求 書

年 月 日付品地商収第 _____ 号で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街サポーター事業助成金

2. 事業名

3. 請求額 _____ 円

捨印

